

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会（第1回）議事要旨

(仙台地域委員会庶務)

第1 日時

8月4日（月）午後1時

第2 場所

仙台地方裁判所中会議室

第3 出席者

(委 員) 河上正二・倉田靖司・佐々木廣充・千葉勝郎・樋口景子

(庶 務) 中鉢仙台高裁総務課長, 宮城仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 秋葉仙台高裁事務局長

第4 議題

1 仙台地域委員会の議事手続について

2 指名候補者に関する情報収集の手順・方法について

第5 配布資料

データブック2003

第6 議事

1 仙台高等裁判所長官あいさつ

2 委員長選出

委員長には、中立的立場である学識経験者委員が相当であるとの意見、委員会立ち上げ時においては、機動性を考えて裁判官委員が適任であるとの意見が出され、来年又は1年後に再検討することもあり得るとした上で、千葉委員が委員長に選任された。

3 委員長代理の指名

委員長から、委員長代理として河上委員が指名された。

4 委員会議事手続について

今後の仙台地域委員会の議事手続についての協議がなされ、次のとおりとされた。

(1) 委員会は委員長が招集する。

(2) 委員会の議事は公開しない。

(3) 委員会の議事については議事要旨を作成する。

議事要旨としてどこまで記載するかはその都度決めることとし、議事要旨は、全委員の意見を聞いて確定することとした。

(4) 指名の適否等の個別、具体的な人事に關係しない一般的な議事手続等についての議事内容は、仙台高裁のホームページで公開するが、どの程度公開するかはその都度決めることとする。

第7 協議「指名候補者についての情報収集をする手順・方法について」

- 下級裁判所の裁判官の任命手続の実情、仙台高裁管内の実情等について説明が必要であることから、委員長から仙台高裁事務局長が説明者として出席することについて提案があり、必要がある都度、委員会の了解を得て、説明者として出席することが了承され、入室した。
- 庶務（中鉢仙台高裁総務課長）から、中央の委員会における協議内容の要旨が説明された。
- 説明者（秋葉仙台高裁事務局長）から、下級裁判所の裁判官の任命手続、人事評価の概要等が説明された。

1 判事補から判事への任命、判事の再任について

(1) 情報収集の手順・方法について

「一般規則制定諮問委員会の審議状況によれば、全ての任官希望者について対象とすること、最高裁は意見を付さないことが重要であると言われている。これを実現するため、中央の委員会のみならず、地域委員会にも独自の権限を認め、相互に補充する関係にある。中央の指名諮問委員会の審議状況から、指名候補者が多数いるため、重点審議方式を探ることは理解できるが、地域委員会においては、限定して情報を収集する必要はなく、かえって重点審議者であることが本人に分かってしまうということもあるので、基本的には指名候補者全員について管内すべてからできるだけ多くの情報を収集するのが望ましい。」、「規則上は、地域委員会は、全国どこの検察庁、弁護士会にも情報収集の協力を依頼することができると思うが、全国すべての検察庁等へ情報収集を依頼する必要まではないものの、福島の弁護士は仙台の裁判官の情報を有しているので、東北管内程度は情報収集を依頼するのが適当ではないか。」、「地域委員会は、重点審議者以外についても埋もれている情報を広く収集すべきではないか。」、などの意見が出され、これに対し、「地域委員会は中央の委員会の下部組織であるので、情報収集の手順・方法は、中央の委員会で取りまとめられたように、指名候補者が所属する裁判所の対応検察庁及び弁護士会に限定して名簿を送付し、情報収集をする方法でよいのではないか。」、「情報があると見込まれる所属の裁判所の対応検察庁及び弁護士会以外に照会すると裁判官に無用のプレッシャーをかけることにはならないか。」、などの意見が出され、更に、「情報収集先については、まずは広めにしておき、指名候補者が所属する裁判所以外の対応検察庁、弁護士から特に情報がないようであれば、その後依頼を省略していくということにしてはどうか。」との意見が出された。

また、「転勤があった場合はどうするのか。前任地等へも照会すべきでないか。地域委員会相互で照会することも考えられるのではないか。」、との意見が出され、これに対し、「中央の諮問委員会においては、他の地域委員会の情報が必要であれば、当該地域委員会に新たに情報収集を依頼するとしている上、判事補から判事への任命、判事の再任の場合には、10年間裁判官として執務してきていること

から、その間の情報は最高裁に蓄積されており、転勤があった場合でも基本的には対応できるのではないか。」、また、「地域委員会は指名候補者に関して、地域に密着した情報を収集するという機関であって、指名の適否に関する判断を形成するというものではなく、しかも、事柄の性質上、当人の名誉やプライバシーといったことにも配慮する必要があることを考えれば、指名候補者に対する情報収集は、その指名候補者についての情報を持っている地域に限定して照会するという、中央の委員会の方法が相当である。」との意見が出された。

その上で、情報収集の一般的な方法としては、基本的には中央の委員会の決定した方法によるが、当面、指名候補者名簿は東北6県の検察庁及び弁護士会に送付して情報の提供を受けることとされた。

また、「投書が来たら事務局で受け付けた方がいいのではないか。」、との意見が出されたのに対し、「個人情報を寄せてきた場合は、その情報の的確性、客觀性について検証する必要があるが、今後、具体的なケースの中でどのように取り扱うかを検討すればよいのではないか。」、との意見が出された。

更に、「将来的には、調停委員、司法委員、調停協会など裁判所の関係機関にも情報収集を依頼してはどうか。」、との意見が出されたのに対し、「新しい人事評価制度の下では、調停委員等からの情報はもちろん、裁判所外部の情報も反映された情報が蓄積されることになる。」、「裁判所で収集することはよいが、その情報は裁判所でスクリーニングされるので、地域委員会が独自に生の情報を収集することとは別である。」との意見が出された。

(2) 面接について

「一般規則制定諮問委員会での議論からして、地域委員会に面接を認めた趣旨は、中央の情報と地域委員会の情報を相互に補充する趣旨だと考えるべきであり、中央では人数が多く面接が事実上困難でも、地方では十分可能であり、かつ、面接は最も良い方法であり、少なくとも面接は全員にすべきではないか。」、「支持された」という積極的な意味で面接をするのであれば、本人にもプレッシャーにはならないのではないか、ひとりだけ面接する方がよほどプレッシャーになるのではないか。最高裁裁判官推薦諮問委員会における面接は、非常に有用であると報告を受けてい

る。」，との意見が出され，これに対し，「面接を受けるというのは裁判官にとって致命傷であり，深刻なものであるから，面接は軽々しくすべきではない。」，「面接を行ったとしても，法律的な知識，能力，人物識見等，指名の適否を判断することは困難なようにも思われる。」，との意見が出された。

その上で，面接は，基本的には，情報の的確性を判断するための事実確認の手段として例外的に行うこととし，なお検討を要する事項であるので，具体的に面接を行うかどうかは，実際に問題となった際に改めて検討することとされた。

2 司法修習生から判事補への任命について

中央の委員会から送付される司法修習生から判事補への任命のための指名候補者名簿は，修習地の検察庁，弁護士会には送付して知らせるべきではないか，との意見が出されたのに対して，修習地の府会に名簿を送付すると誰が任官希望者なのかわかつてしまい，二回試験を控えた任官希望者の心理に影響を与えるなど弊害の方が大きいのではないか，修習の状況は実務修習結果報告書で基本的に報告されるのではないか，との意見が出され，当面，修習を行った府会への名簿の送付は行わないこととされた。

なお，実務修習結果報告書は，例えば検察修習が終わるとその段階で作成されるものであり，その後の実務修習中の状況は盛り込めないので，この間隙を埋める工夫が必要ではないか，との意見が出され，実務修習結果報告書作成後の実務修習中の状況についても司法研修所に報告できるような仕組みを司法研修所に検討してもらうよう要望する必要があるとして，その方法については今後検討することとなった。改善されないときは，本件について再度議論することとした。

3 弁護士任官について

具体的な事例が出たときに検討することになった。

4 地域委員会の基本的な情報収集の在り方について

情報収集の手順・方法については中央の委員会で決定された方法によることを基本

とし、今後、具体的な事例については個別に検討することになった。

第8 次回の予定について

次回の委員会は、9月26日（金）午後1時から、次々回の委員会は、10月31日（金）午後1時から、それぞれ開催されることになった。

なお、「次回9月26日前に、高裁管内の指名候補者全員の名簿を添えて、高裁管内の全弁護士会、検察庁へ資料の提供を要請する（文面は委員へFAXを送って検討する。）。」との意見があったが、各庁に発信する文書の調整の問題もあることから、指名候補者の名簿等の資料提供を受けた段階で準備を始め、各委員に諮った上で、間に合えば事前に名簿を送付することになった。